

令和6年度
第2回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会
次 第

日 時：令和6年12月19日（木）
午後2時～
場 所：修徳ビル 中会議室

1 開 会

2 議 事

（1）入札契約制度改革の方向性について

3 閉 会

[配布資料一覧]

資料 入札契約制度改革の方向性について

入札契約制度にかかる検討状況について

検討事項1 入札参加資格制度のあり方について……P 3

- (1) 格付け基準(技術者要件、主観点、その他県特異項目)及び申請業種等について

検討事項2 発注時の入札参加要件のあり方について……P 8

- (1) 等級別発注制度のあり方(発注の規模や金額の区分等)について
- (2) 地域保全事業における地域要件のあり方について
- (3) 地域業者の災害時対応力の強化について

報告 令和6年度 入札契約制度改定後の実施状況について……P 17

検討事項Ⅰ 入札参加資格制度のあり方について

(1) 格付け基準(①技術者要件、②主観点、③その他県特異項目)及び④申請業種等について

制度の現状	
第一回検討資料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 格付け基準の多くが、経営事項審査(以下「経審」という。)の評価項目と重複している。 ▶ 高齢化の進行(R4年度現在1級技術者の約35%が60才以上)により、10年後には大幅に技術者が減少すると見込まれ、現行の厳格な格付け基準を持続することは困難と予測される。 ▶ 資本金や昇級条件(前回の格付け)等他府県に比べ本県としての特異な項目が多い。 ▶ 申請業種数が、県内市町村、国及び他府県と比べて多い。 ▶ 多くの業種で発注実績が乏しい。
今回追加	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 近年経審のその他審査項目(社会性等)が拡充されたことに伴い、経審評価項目と主観点項目の重複部分が拡大している。 ▶ 専門工種の建設業許可を有するものの、登録業種数に上限(現行6業種)があるため、当該業種の入札参加資格申請をしていない事業者が多い。 ▶ 国(国土交通省)の格付けは、経審総合評定値(P点)、工事成績及び指名停止措置(減点項目)から行われ、技術者要件、主観点及びその他格付け項目はなく、本県に比べ非常に簡素である。

第1回委員会での委員意見(まとめ)	
▶	本県の格付け基準は、技術者要件があるなど厳格であり、経審の評価項目等との重複や、本県特有項目があるなど複雑である。申請側にも審査側にも負担になっており、国では入札参加資格の共同化について検討が始まっていることから、当該基準については整理すべきである。
▶	格付けの際の技術者数は必要最小限でよく、現行の技術者要件は削減すべきである。
▶	同要件は工物品質確保の客観的な指標であることから、奈良県の入札参加資格者の技術者数がどう変化してきたか、同要件によりこれら資格者の等級がダウンしていたかなどの実情を分析したうえで、第一に個別工事の品質確保をどのように担保するか、また、第二に、建設業界全体の技術者を増やすことに関するインセンティブがなくなることに対しどう対応するか等の検討が必要である。
▶	重複項目、奈良県特有項目及び申請業種の整理は必要である。ただし、それらが複雑になった経緯や設定当初の趣旨・目的を明らかにしたうえで、現状の実態にそぐわないのであれば見直しを実施するという方向がよい。

< 参考 > 県格付け基準と経審総合評定値(P点)の評価項目の比較一覧

赤字 格付け基準と経審評価項目の重複部分

格付け基準(土木一式、建築一式工事、舗装工事)表A					
格付け基準	経営事項審査総合評定値(P点)				
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">主観点</td> <td>工事成績</td> </tr> <tr> <td> ①入札参加停止措置、②表彰等(叙勲褒賞等)、③表彰等(県工事表彰)、 ④CPDS(土木・舗装)CPD(建築)、⑤暴力団排除、 ⑥技術職員数(1級/2級/実務経験者)、 ⑦奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録、 ⑧障害者雇用(法定人数・雇人数)、⑨保護観察対象者等の雇用、 ⑩協力雇用主登録、⑪労働福祉(退職一時金・企業年金両方への加入)、 ⑫災害協定(奈良県との災害協定の締結)、⑬災害出動(災害協定に基づく対応)、 ⑭有形固定資産(工事用機械器具の保有)、⑮建設業労働災害防止協会、 ⑯資格新規取得(若手/女性/一般)、⑰緊急維持業務・雪寒対策業務 </td> </tr> <tr> <td>主観点</td> <td>信用度等</td> </tr> </table>	主観点	工事成績	①入札参加停止措置、②表彰等(叙勲褒賞等)、③表彰等(県工事表彰)、 ④CPDS(土木・舗装)CPD(建築)、⑤暴力団排除、 ⑥技術職員数(1級/2級/実務経験者)、 ⑦奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録、 ⑧障害者雇用(法定人数・雇人数)、⑨保護観察対象者等の雇用、 ⑩協力雇用主登録、⑪労働福祉(退職一時金・企業年金両方への加入)、 ⑫災害協定(奈良県との災害協定の締結)、⑬災害出動(災害協定に基づく対応)、 ⑭有形固定資産(工事用機械器具の保有)、⑮建設業労働災害防止協会、 ⑯資格新規取得(若手/女性/一般)、⑰緊急維持業務・雪寒対策業務	主観点
主観点	工事成績				
	①入札参加停止措置、②表彰等(叙勲褒賞等)、③表彰等(県工事表彰)、 ④CPDS(土木・舗装)CPD(建築)、⑤暴力団排除、 ⑥技術職員数(1級/2級/実務経験者)、 ⑦奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録、 ⑧障害者雇用(法定人数・雇人数)、⑨保護観察対象者等の雇用、 ⑩協力雇用主登録、⑪労働福祉(退職一時金・企業年金両方への加入)、 ⑫災害協定(奈良県との災害協定の締結)、⑬災害出動(災害協定に基づく対応)、 ⑭有形固定資産(工事用機械器具の保有)、⑮建設業労働災害防止協会、 ⑯資格新規取得(若手/女性/一般)、⑰緊急維持業務・雪寒対策業務				
主観点	信用度等				
格付け基準	資本金額				
格付け基準	技術者要件(技術職員数)				
格付け基準	許可区分(上位等級に特定工事業許可を義務付け)				
格付け基準	昇級条件(前回の格付け)				
格付け基準	その他(H30年以降格付けなしの者は原則最下位等級等)				

経審総合評定値(P点)の内訳					
区分	割合	区分詳細	項目詳細(※県格付け基準との重複部分のみ抽出)	導入時期	
経営規模	X1	25%	完成工事高(許可業種別)		
	X2	15%	自己資本額	貸借対照表の純資産額合計	不明
経営状況	Y	20%	平均利益額		
	Z	25%	①負債抵抗力、②収益性・効率性、③財務健全性、④絶対的力量		H20
技術力	Z	25%	元請完成工事高(許可業種別)		
			技術職員数(許可業種別)		不明
その他審査項目(社会性等)	W	15%	建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況	法定外労働災害補償制度の加入の有無	H6
				若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(Ⅰ)	H27
				知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(Ⅱ)(CPDS・CPD関連)	R3.4
				ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(Ⅲ)	R5.1
				女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし、えるぼし)、次世代法に基づく認定(プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん)、若年雇用促進法に基づく認定(ユースエール)	
建設業の営業継続の状況					
防災協定点数	国、特殊法人等又は地方公共団体との間の防災協定の有無	H18			
法令遵守の状況					
建設業の経理の状況					
研究開発費の状況					
建設機械保有点数	建設機械を保有またはリース	H23			
国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況					

R3以降拡充

① 技術者要件(格付け基準)について

検討の方向性

技術者要件(格付け基準)については削除する方向で検討

- ▶ 格付け基準の技術者要件は、経審の評価項目と重複している。技術者数と経審総合評定値(P点)間には相関関係があるため、技術者要件を撤廃し、経審総合評定値(P点)での格付け評価を行っても、ほぼ同様の結果が得られる。

1級 資格者数 別	(業種)	(技術者数)		(経審P点)		(比率)
		資格者数A	うち	資格者数B	(B/A)	
1級 資格者数 別	土木一式	10人~(38者)	うち	900点以上(36者)		94.7%
		5~10人(118者)	うち	800点以上(113者)		95.8%
		2~5人(342者)	うち	700点以上(304者)		88.9%
	建築一式	5人~(42者)	うち	800点以上(41者)		97.6%
		2~5人(84者)	うち	700点以上(69者)		82.1%
	舗装	5人~(139者)	うち	700点以上(128者)		92.1%
		2~5人(246者)	うち	600点以上(238者)		96.7%

2級 以上 資格者数 別	(業種)	(技術者数)		(経審P点)		(比率)
		資格者数A	うち	資格者数B	(B/A)	
2級 以上 資格者数 別	土木一式	10人~(61者)	うち	900点以上(61者)		100.0%
		5~10人(201者)	うち	800点以上(197者)		98.0%
		2~5人(701者)	うち	700点以上(613者)		87.4%
	建築一式	5人~(78者)	うち	800点以上(74者)		94.9%
		2~5人(184者)	うち	700点以上(174者)		94.6%
	舗装	5人~(216者)	うち	700点以上(186者)		86.1%
		2~5人(425者)	うち	600点以上(361者)		84.9%

▶ 工事品質の確保について

- ・ 個別工事の発注において、当該工事同種の実績を有する主任技術者(一定金額以上は専任の監理技術者)の配置を入札参加要件として設定し、その内容の適否を確認のうえ、落札者決定を行っており、格付け基準の技術者要件の廃止による影響はない。

▶ 技術者確保へのインセンティブについて

- ・ 経審における技術者点(技術職員評点)は、全体評定値の20%(※)を占めていることから、格付け基準(技術者要件)を廃止したとしても、技術者確保へのインセンティブは一定働く。

※ Z点/全体評定値 = 25%

$$Z点 = 技術職員評点 \times 0.8 + 元請完成工事高評点 \times 0.2 \Rightarrow 技術者評定点 / 全体評定値 = 25\% \times 80\% = 20\%$$

② 主観点項目

検討の方向性

○ 入札参加申請手続きの共同化を念頭に、申請項目の簡素化を図る（共同化後の独自項目を極力減らす観点）から、可能な限り簡素化する。

(i) 経審の評価項目と趣旨が重複する項目は全て削除する方向で検討

(ii) 上記削除後もなお残る項目についても、それらが設けられた趣旨・目的や以下の検討課題に留意しつつ、他制度の活用も含めて削除の方策を検討

(i)	項目	今後の検討方向	(ii)	項目	設定時の趣旨・目的	削除に向けた検討課題
経審重複項目	④CPDS(土木、舗装)、CPD(建築)	全て削除の方向で検討 ただし、⑦については、公契約条例及び同施行規則において、社会的な評価の勘案基準に位置付けられているため、当該基準の改正の検討が必要	後 経 も 審 な 重 お 複 残 項 目 削 除	①入札参加停止措置	入札参加停止対象者を減点評価	別制度での対応が可能か検討 ただし、⑧⑨⑩については、公契約条例の社会的な評価の勘案基準の改正の検討が必要
	⑥技術職員数(1級、2級、実務経験者)			②表彰等(叙勲褒賞等)	業界への貢献者を評価	
	⑦奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録			③表彰等(県工事表彰)	県工事成績優秀者を評価	
	①労働福祉(退職一時金、企業年金の両方への加入)			⑤暴力団排除	暴力団対策の推進	
	⑫災害協定(奈良県との災害協定の締結)			⑧障害者雇用(法定人数・雇用人数)	公契約条例及び同施行規則において、社会的な評価の勘案基準に位置付け	
	⑬災害出動(災害協定に基づく対応)			⑨保護観察対象者等の雇用		
	⑭有形固定資産(工用機械器具の保有)			⑩協力雇用主登録		
	⑮建設業労働災害防止協会への加入			⑰緊急維持業務・雪寒対策業務	地域貢献度の高い左記業務従事者を評価	
⑯資格新規取得(若手・女性・一般)						

番号は3頁の表Aと対応

赤字

奈良県公契約条例における社会的価値の勘案基準項目

<参考> 奈良県公契約条例(平成26年7月奈良県条例第11号)

目的

公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本方針

(1) 社会的価値の評価

公契約の相手方の選定にあたっては、適正な労働条件の確保その他の社会的価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

現行格付け基準における該当項目

- ・奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録
- ・障害者雇用(法定人数・雇用人数)
- ・保護観察対象者等の雇用、協力雇用主登録

③ その他本県特異項目

検討の方向性

削除(全部)の方向で検討

項目 ※下段: 全国都道府県設定状況	趣旨目的	検討の方向
特定建設業許可 13団体(27.7%)	建設業法上、元請けが一定金額以上の下請発注をするには特定建設業許可が必要であることに対応し、上位等級に義務付け	格付業種以外では、一定金額以上の工事において、個別の入札参加要件として、「特定建設業許可」設定することで対応している。格付業種でも同様の方向で検討する。
資本金 3団体(6.4%)	経営規模を評価	経営事項審査の評価項目中の「経営規模(X2)」により評価が可能であり、本項目は削除の方向で検討する。
昇級条件(前回の格付け) 3団体(6.4%)	新規申請時には最下位等級に格付け、その後1ランクずつの昇級しか認めないものであるが、設定当初の趣旨目的は不明	新規参入の障壁となることから、本項目は削除の方向で検討する。

④ 申請業種

検討の方向性

県と県内市町村の入札参加申請制度共同化に向け、県内市町村の大勢(建設業許可29業種)に合わせる方向で検討

申請業種数が多い理由

- ・ 現在は、一般競争入札が主で、指名競争入札は一定金額以下に限り実施しているが、その業者選定は、全国的な実績データベース(工事：コリンズ、業務：テクリス)により、本県入札参加資格者のうち当該工事(業務)同類の実績を有する者を選定している。
- ・ **申請業種は高度成長期に特殊な工事(業務)を中心に大幅に増えた**が、当時は指名競争入札が主流で(一般競争入札の導入は平成7年度以降)、コリンズやテクリスもなく、**指名業者を選定するため、工事や業務の詳細な分類ごとに業者登録を行う必要**があった。その後、前記のとおり必要性が失われたものの、見直しされず現在に至っている。

⑤ 登録業種の上限数

検討の方向性

専門工種を有する県内事業者育成の観点から、撤廃の方向で検討

- ・ **建設工事においては、現状、各事業者間の受注機会均等化を図る観点から、登録業種数に上限(県内本店6業種、県外本店3業種)を設けている**が、このため、専門工種では、当該業種の建設業許可を有する県内事業者であっても、発注の多い土木一式、舗装等の業種を優先して登録申請することが多く、**当該専門工種の県内入札参加資格申請者が少ない傾向**がある。
- ・ **災害発生時に重要となる工種であっても県外事業者に発注せざるを得ない場合も多く、県外からの道路途絶等の懸念から緊急時の発注に支障が生じることが想定される**ことから、これら専門工種の育成は重要な課題であり、登録業種の上限数の撤廃が必要である。

⑥ 申請項目及びその他の添付書類

検討の方向性

入札参加資格申請の共同化を見据え、可能な限り簡素化する方向で検討

(参考) 入札参加資格申請手続きの共同化並びに申請項目・添付書類の標準化(簡素化)について

制度の現状		第1回委員会での委員意見(まとめ)
第一回検討資料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和6年度、国(総務省)においては、各自治体の入札参加資格申請手続きの共同化の検討を開始。本年度内に、システム化を視野に物品役務について方針をまとめる方向(建設工事又は測量・建設コンサルに係る申請項目等については、来年度以降、同様の検討を進める予定) ▶ 国や他府県に比べ、申請に必要な添付書類が多く、手続きが煩雑(審査の事務負担も大きい。) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国の共同化の検討が進んでいる。こうした状況にあわせて、整理するのが基本方針。それにより、申請側が技術者の人数や厳格性、多くの項目への資料作成の負担やさらには複数の自治体にバラバラに申請する負担が軽減される。 ▶ 書類の軽減については良い。
今回追加	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県としては、前記国の動きに先立ち、令和5年度より、県及び県内市町村の入札参加資格申請手続きの共同化について、物品役務・建設工事双方で、県内市町村とのワーキングを通じた検討を実施してきたところ。同作業により、格付け基準や申請業種を除き、申請項目及び添付書類について、前記共同化に向けた標準化(簡素化)の検討を終えている。 	

【今後の検討の方向性】

①～⑥の方向性に従い検討を進め、全体的なバランスや影響を考慮しつつ制度設計・運用を行う。

検討事項2 発注時の入札参加要件のあり方について

(1) 等級別発注制度のあり方(発注の規模や金額の区分等)について

制度の現状		第1回委員会での委員意見(まとめ)
第 一 回 検 討 資 料	<ul style="list-style-type: none">▶ 発注基準の基本的な考え方(2つのカテゴリ)<ul style="list-style-type: none">・ 上位等級(A1・A・B)及び中位等級(C)<ul style="list-style-type: none">⇒ 規模が大きく施工に高度な技術が必要な高価格帯の工事を担うことから、技術と経営に優れた企業を育成すべく、厳格な技術者要件を設定してきたが、団塊の世代の退職や高齢化の進行など、10年後には、技術者が大幅に減少し、当該要件の継続は困難と見込まれる。・ 下位等級(D及び除草)<ul style="list-style-type: none">⇒ 担任する低価格帯の工事や除草工事は、高度な技術を必要としないが、当該等級の事業者数は多く、地域の経済(雇用)の支え手であることから、その受注機会に配慮することは重要▶ 資材価格の高騰<ul style="list-style-type: none">・ 最新の建設工事デフレーターで見ると、基準年を2015年(平成27年)として、22.5%上昇している。	<ul style="list-style-type: none">▶ 発注基準においては、金額が平成28年から変わっていない。工事原価は人件費や資材単価が上がっていると考えられるので、金額区分についても検討の余地がある。ただし、予算の上限もあることから併せて検討が必要である。▶ 技術者については、特定の技術者を配置できるか、兼任が可能かどうかを発注時の入札参加要件として設定し、確認する必要がある。格付けにおいては、技術者要件を緩和し、発注時の個別の入札参加要件として総合評価でしっかり技術者要件を評価する方法もある。

検討の方向性

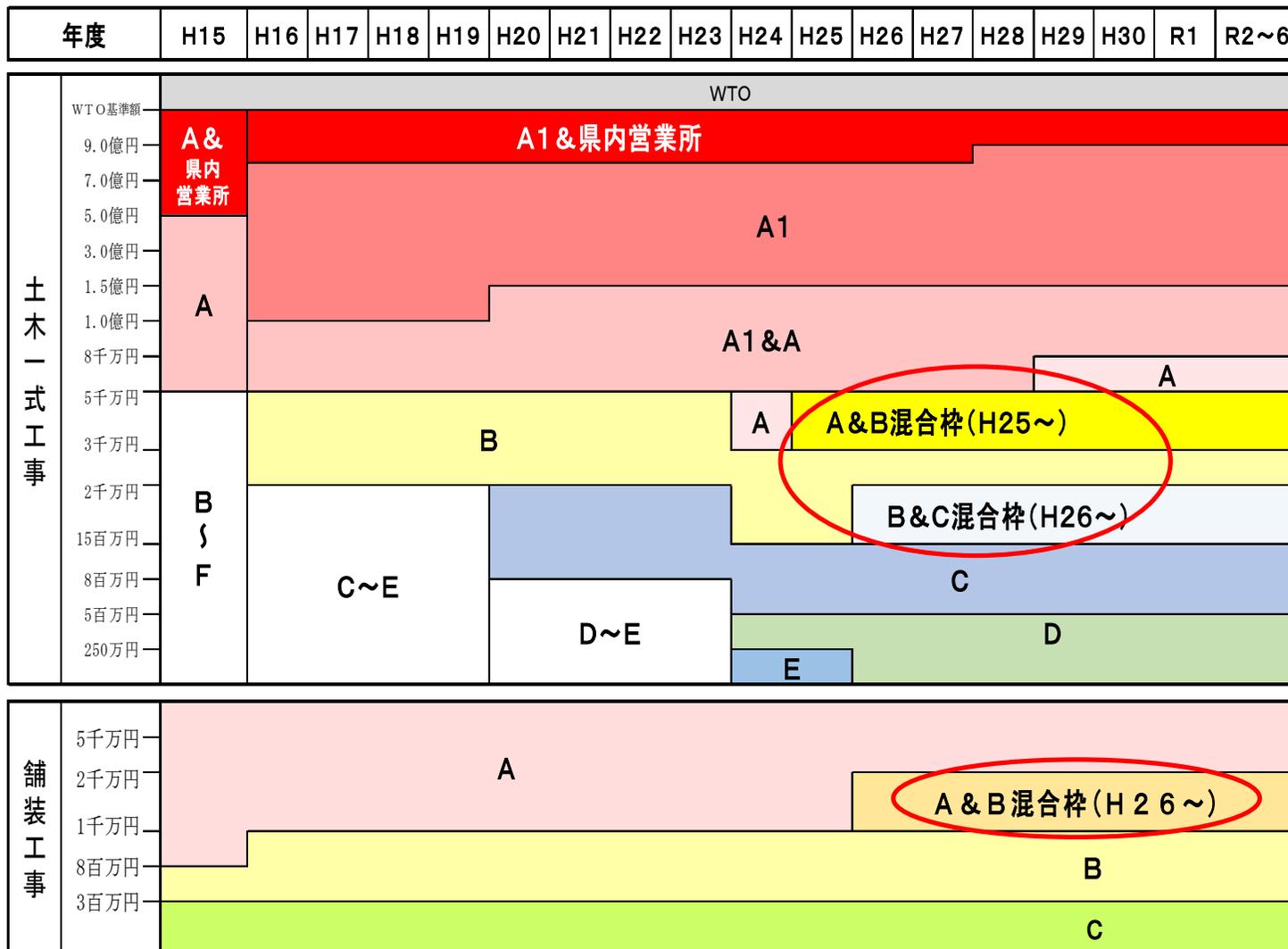
① 発注規模や金額の区分等 予算の上限があることも踏まえ今後検討(格付け基準の簡素化にかかる影響も考慮)

② 等級混合の発注枠 試行であることを踏まえ、解消も含めて検討

(試行開始時の理由)

H23年紀伊半島大水害による発注増に伴う不調不落及びA級10者未満の事務所が存在

< 参考 > 発注基準の推移 (土木一式工事及び舗装工事 H15～R6年度)



H25: H24設定の土木一式のA単独枠(3千万円以上5千万円未満)をAB混合枠に移行

- (理由)
- ・競争性の確保(H24年度から3土木事務所管内でA等級が10者未満)
 - ・不調不落の防止(紀伊半島大水害(H23年度)の復旧復興事業の発注件数の増加に伴い、当該枠で不調・不落件数が増加)

※ H26以降、以下①②の混合枠を設定

- ①土木一式の設計金額1500万円以上2千万円未満の区分にBC等級混合枠
- ②舗装の設計金額1千万円以上2千万円未満の区分にAB等級混合枠

(2) 地域保全事業における地域要件のあり方について

制度の現状	
第一回検討資料	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の建設企業が、災害対応、除雪といった地域を維持する役割を担うなど、「地域の守り手」として重要な存在であるとの認識のもと、官公需法の趣旨も踏まえ、適切に地域要件を設定し、地域企業の受注機会に配慮 ▶ 特に山間地域において、災害時等に緊急対応が出来る地元業者を育成することが必要と考えている。災害時等においては、民家の裏山等の民地や民有林においても工事を行う必要があり、即応性や機動性に加え、現場の地理や周辺住民の生活状況等に詳しいことが適切な施工の鍵となる右記4事業について、入札参加資格を、概ね10者程度の競争を確保しつつ、原則市町村域とする地域保全事業を平成22年1月4日以降の公告及び指名通知から導入している。
今回追加	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域保全事業については、土木事務所管内ごとに、工事箇所のある市町村又は周辺市町村において、概ね10者程度の競争を確保し発注されている。 ▶ H26～R5において、急傾斜地崩壊対策事業(1.5億円未満)、災害復旧・災害防除(3千万円未満)の価格帯で、偏りなく発注されている。 ▶ 契約者の等級をみても、予定価格の価格帯に応じ、A1からDまで、偏りなく契約している。 ▶ 競争入札において、年間受注回数別の状況は、年間5回以下の受注にとどまっており、特定事業者への受注の偏りは見られない。 ▶ 入札参加資格者の分布状況(令和6年度)をみると、当該市町村のみでは、有資格者が概ね10者未満の市町村が一定数存在し、周辺市町村を含めてもなお有資格者が概ね10者未満の市町村が残る。

<地域保全事業>

事業名	設計金額	地域要件
災害復旧事業	3千万円 未満	工事箇所のある市町村 又は周辺市町村に本店を置く者
災害防除事業		
急傾斜地崩壊対策事業	1.5億円 未満	
治山事業		

第1回委員会での委員意見(まとめ)

- ▶ 地域の建設業者には、災害時に迅速に対応いただく必要があるため、その対応力を強化したいところであり、そのような地域の守り手を確保する観点から、地域要件の趣旨に賛同する。
- ▶ ただし、当該要件が入札参加への動機付けとしてどの程度の影響があるか、災害発生時に即応的に対応していただく土木一式の事業者が山間地域にどれくらい存在しているか、競争が保たれているか、及び、特定事業者だけ受注機会が増えないか等を調べる必要もある。

検討の方向性

競争性に留意しつつ、引き続き地域要件の運用を継続する。

- ▶ 地域保全事業の発注状況及び契約状況については、価格帯に偏りはなく、特定事業者への受注の集中もない。また、周辺市町村の有資格者を含めることで概ね適正な競争が確保されている。

(3) 地域業者の災害時対応力の強化について

○近年の災害

下北山村の崩土

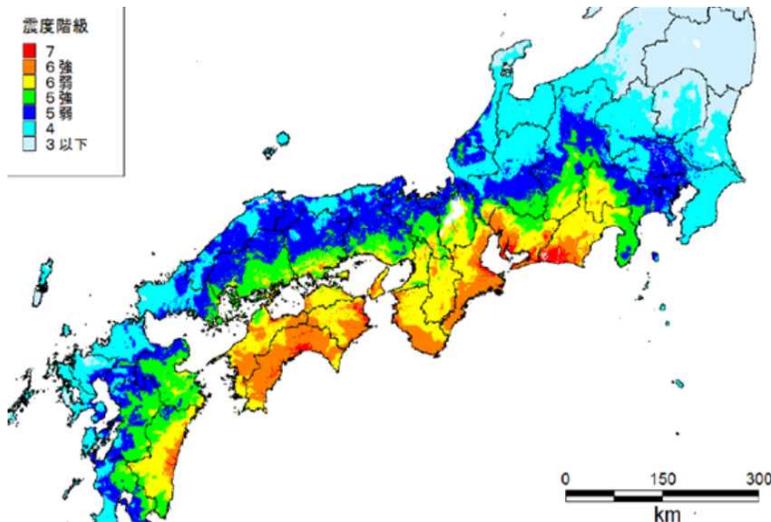
令和5年12月23日、下北山村で崩土が発生。
被災翌日には小規模維持修繕の業者である地元企業が土砂の撤去作業を開始。

能登半島地震

令和6年1月1日、能登半島地方でM7.6の地震が発生。発災直後、近隣府県からの応援には相当な移動時間を要する中、地元建設業者が道路啓開等の緊急工事や救援物資の調達・輸送に従事し、能登地域の復旧に向けて奮闘。

○起こりうる災害

南海トラフ地震



・政府の中央防災会議は、南海トラフ地震が発生した際の被害想定を実施。静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになると想定されています。

-気象庁HP 南海トラフ地震で想定される震度や津波の高さ-より一部抜粋
(<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/nreq/assumption.html>)

直近の事例

令和6年8月8日、日向灘沖のプレート境界を震源とするM7.1の地震が発生。
気象庁は、平成29年11月の運用開始以降はじめての「南海トラフ地震臨時情報」を発表。

・大規模災害時では近隣府県等からの応援(初期対応)は期待できない。
→ 県内建設業の「災害時対応力」が重要となる

○災害時の初期対応(道路)

-国土交通省 令和6年能登半島地震における被害と対応 令和6年10月- より写真抜粋

土工



被災直後

土砂で道路が寸断



緊急復旧作業中

バックホウによる土砂撤去



R6.1.18緊急復旧完了

道路通行止めの解除

舗装工



道路舗装が被災



アスファルト合材の敷設



R6.1.18緊急復旧完了

道路通行止めの解除

(吹付・法枠)
法面工



土砂崩れ(法面崩壊)が発生



専用機材でモルタルを吹付

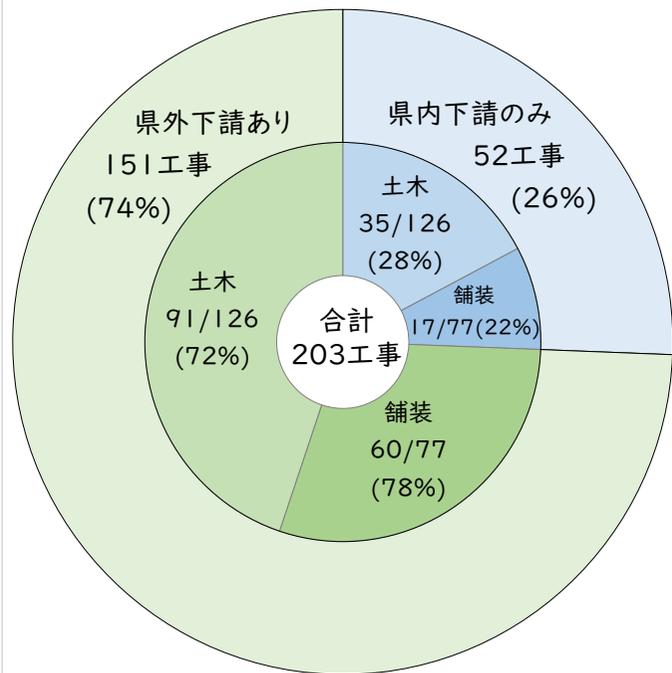


法面保護(風化防止)完了

○県内企業の状況

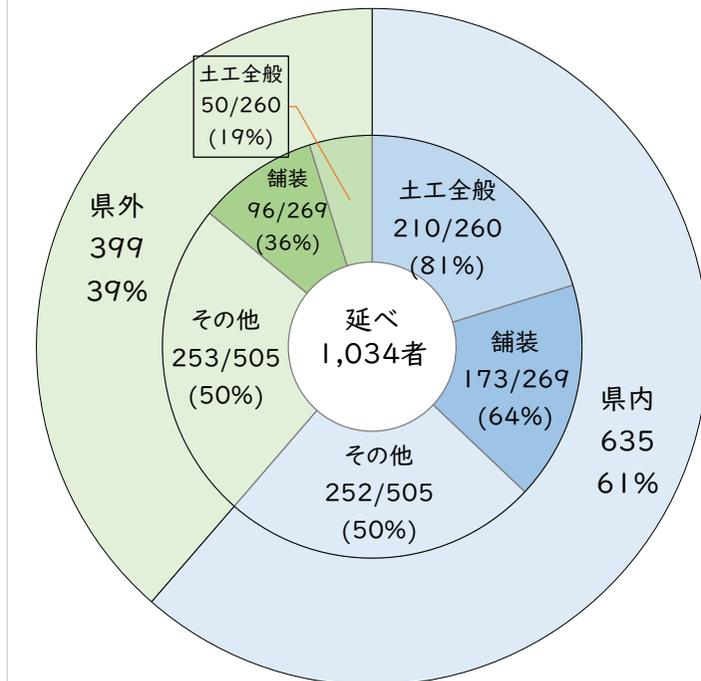
【調査対象】令和5年度に竣工した、請負金額3千万円以上の土木、1千万以上の舗装工事

県内企業での施工



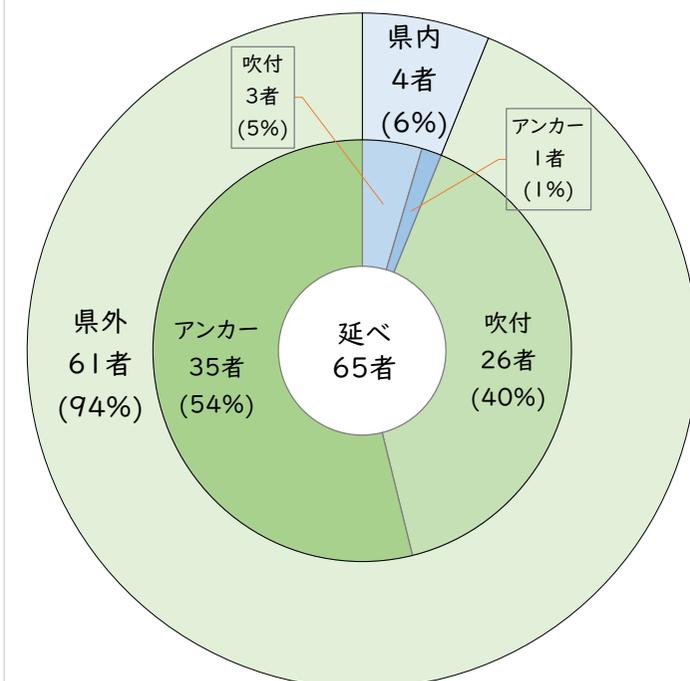
- ・203工事のうち県内企業のみでの竣工は、52工事 (26%)
うち、自社施工 (下請なし) は土木で4工事のみ

下請企業の所在



- ・203工事に対し下請企業は1,034者 (重複あり)
うち、635者 (61%) が県内企業 (ひとり親方 (県内) 19者を含む)

法面工における下請企業の所在



- ・法面工種 (吹付・アンカー) の下請企業は65者 (重複あり)
うち、県内企業は4者 (重複あり) のみ

- ・下請企業延べ1,034者のうち、重複企業を除くと461者
- ・県内の全下請企業延べ635者のうち、重複企業を除くと257者
- ・法面工種の下請企業延べ65者のうち、重複企業を除くと31者、うち県内企業は3者

・下請企業の39%が県外であり、法面工では県外企業への依存が特に顕著 (94%)

○ 「災害時対応力」に関する現状の取組

主体	現状の取組	取組の詳細						
<p>発注者（県）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発注基準 (入札参加資格において 地域要件を設定) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧工事等において、地域要件（工事箇所のある市町村又は周辺市町村に本店を置く者）設定 (設計金額3千万円未満) 						
<p>↓ 工事発注</p> <p>元請企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式 (地域防災力強化型) の実施 	<p>地域防災力強化型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械の保有状況</td> <td>バックホウ、ダンプトラック等の保有状況</td> </tr> <tr> <td>従業員の雇用人数</td> <td>正規雇用の従業員数</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価内容	建設機械の保有状況	バックホウ、ダンプトラック等の保有状況	従業員の雇用人数	正規雇用の従業員数
評価項目	評価内容							
建設機械の保有状況	バックホウ、ダンプトラック等の保有状況							
従業員の雇用人数	正規雇用の従業員数							
<p>↓ 作業分担</p> <p>下請（県外）</p> <p>下請（県内）</p> <p>県内の建設産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下請企業を県内企業とする取組 	<ul style="list-style-type: none"> 下請契約には県内企業を選定するように努めることを求め、県外企業と下請契約を行う場合は、その理由を付した書面を提出する (設計金額9~27.2億円) 						

・「自社施工、下請企業の育成」等の災害時対応力の強化に関するさらなる取組を実施

○県内企業の育成・災害時対応力の強化について

課題

下請企業（県外）への依存、災害対応のできる県内建設企業の不足



方針

県民の安全・安心を守るため、「人や機械を有する自社施工能力の高い企業」や「地域の守り手（地域全体で施工能力を確保）」の育成・確保が必要



【求める建設企業】

- ① 自社施工（自社保有の建設機械と自社雇用の技能労働者）する意思と能力を有する企業
- ② 下請企業を含めて、地域全体として施工能力を向上させる取組を実施する企業
- ③ 災害時等に必要となる工種（法面工等）の施工能力（技術力、建設機械）を有する企業



取組の方向性

【求める建設企業】の育成・存続を促す入札契約制度改定等

○他の都道府県での取組事例について

1. 「専門工種（法面工、舗装工）の入札参加資格」において条件を設定

- ・「専門工種の自社施工や、資格を有する自社雇用技能者の配置」を入札参加資格の条件とする（岩手、福井、鳥取 等）
- ・県内で専門工種の施工可能な企業を確保・育成し、災害時対応力の向上を図る

2. 「県内企業のみ工事実施」を、総合評価において加点

- ・「自社施工や県内下請企業の活用」を優位に評価（兵庫、福井、三重、山口、愛媛 等）
- ・日頃から自社施工能力の向上および県内企業を積極活用を優位に評価することで、地域全体として技術力、災害時対応力の向上を図る

3. 「専門工種に要する人材や建設機械の保有等」を、総合評価において加点

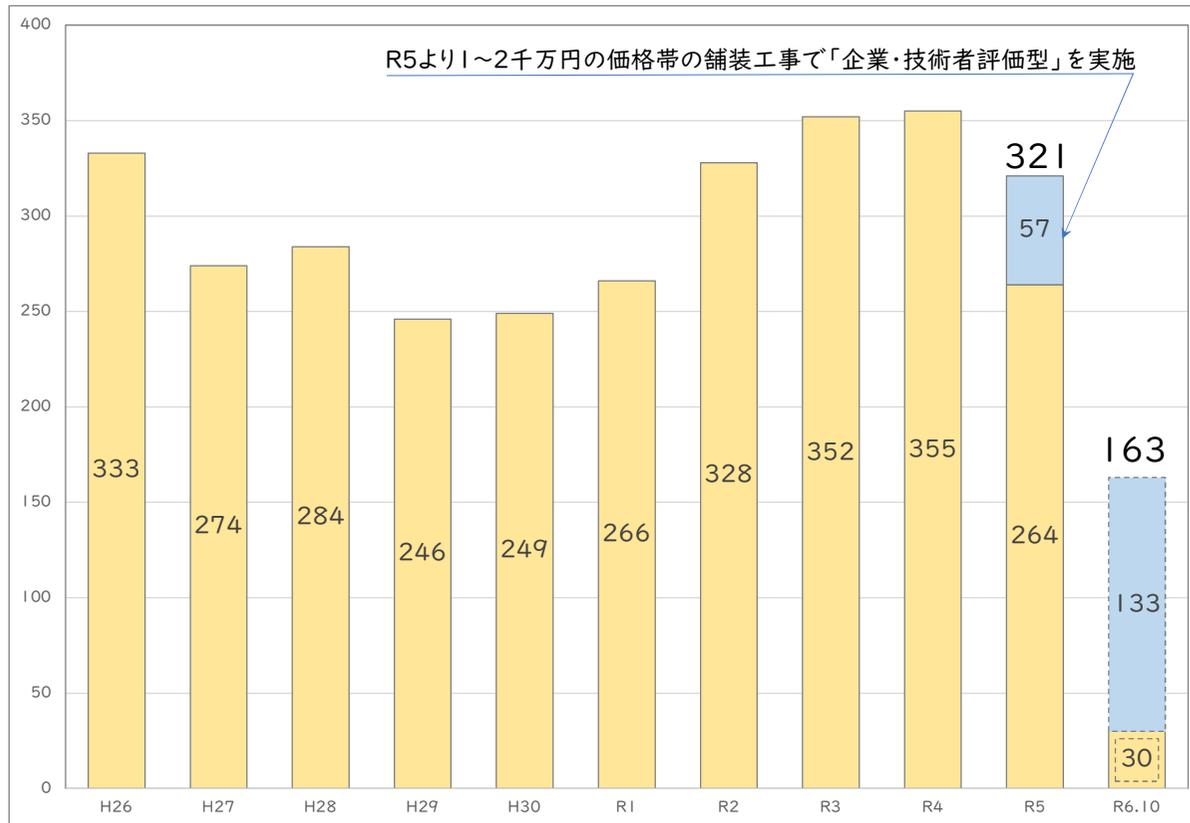
- ・「法面工や舗装工に関する建設機械の保有、資格を有する自社雇用技能者の配置」を優位に評価（愛媛、高知、佐賀 等）
- ・専門性の高い工種について、県内企業の迅速な対応力を向上を図るため、専門工種に対する技術力向上、建設機械保有等を優位に評価

奈良県総合評価落札方式等の実施状況 【令和6年度 10月末時点の実績】

第3.1. 総合評札方式の実施状況

総合評価落札方式の実施件数[経年の推移]

総合評価落札方式の年度毎の実施件数



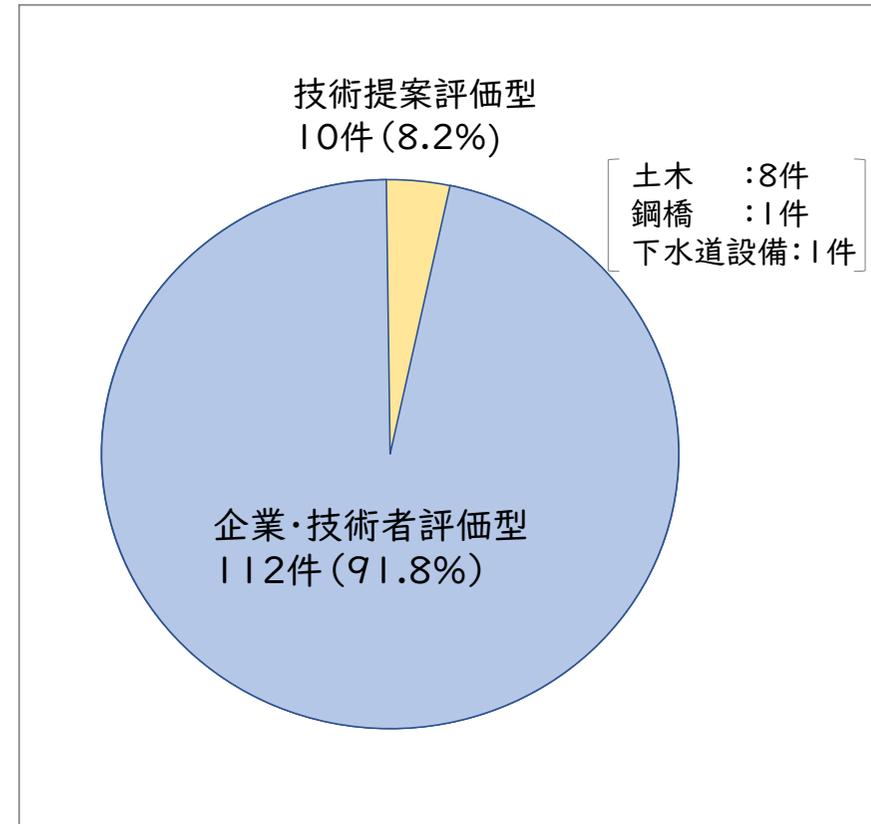
■ …技術提案評価型

■ …企業・技術者評価型

※ 件数は 県土マネジメント部以外の部局を含む

※ R6年度は10月末迄の開札済み件数

【件数シェア(令和6年6月~10月)】
122件開札済み

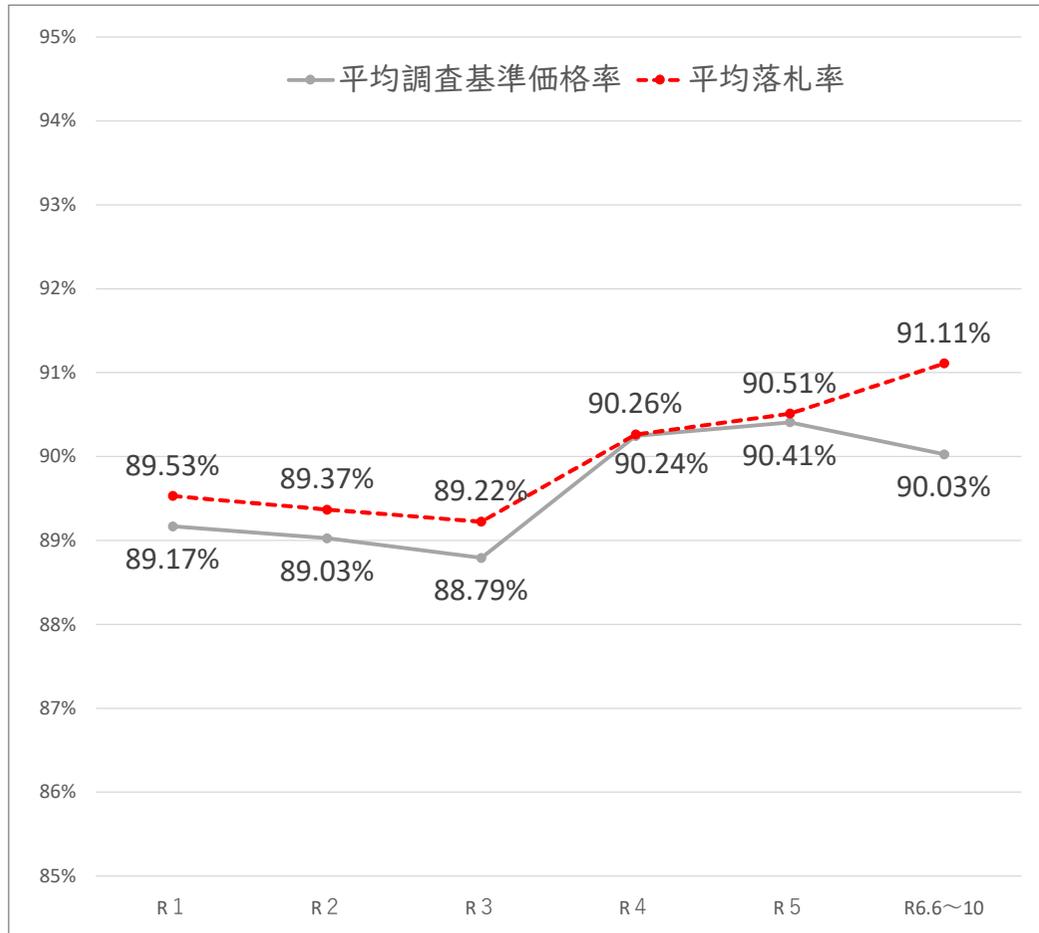


R6.6以降の公告工事より
「技術提案評価型」中心から「企業・技術者評価型」
中心へ制度を変更

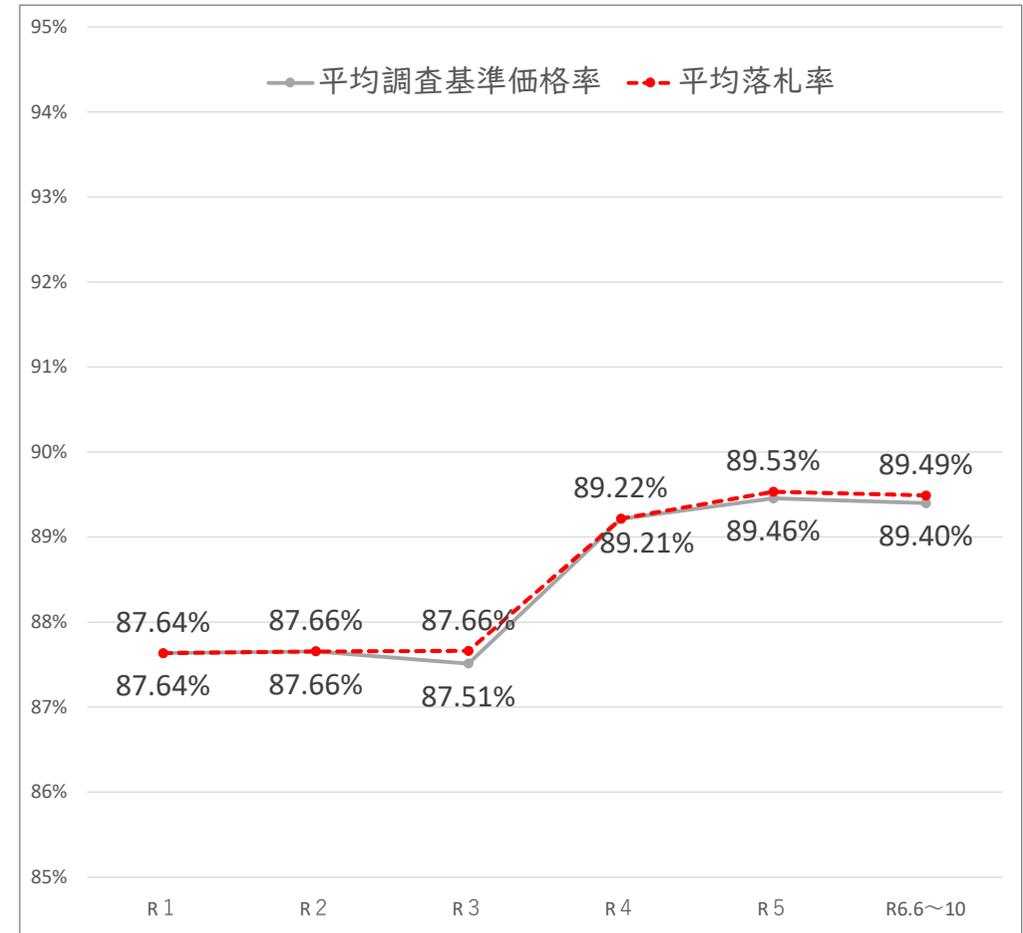
第3.2. 落札率・入札率の状況

平均落札率・平均調査基準価格率

(県土マネジメント部、土木一式、3千万円以上)



(県土マネジメント部、舗装、1千万円以上)



(参考)

平均落札率=各工事の「落札価格/予定価格」を平均したもの

平均調査基準価格率=各工事の「低入札調査基準価格/予定価格」を平均したもの

※ 入札率には辞退、無効を除き、失格(予定価格超過、低入札で辞退等)を含む。

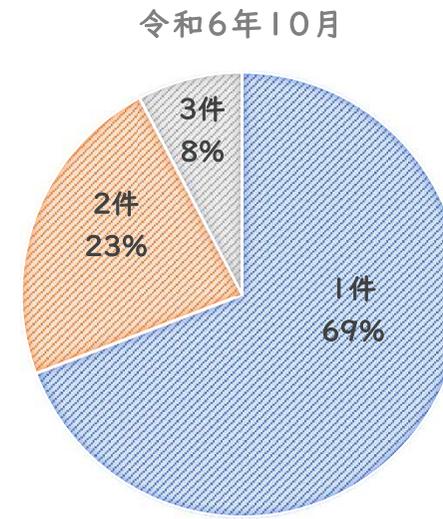
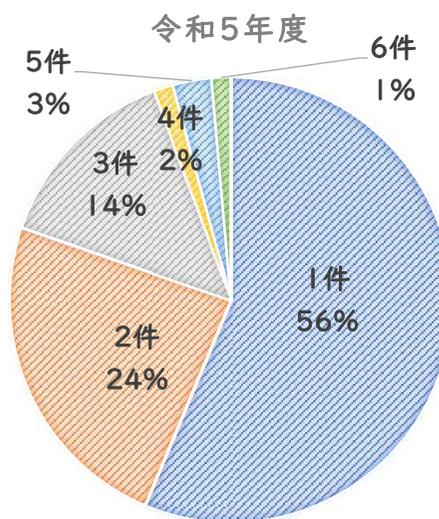
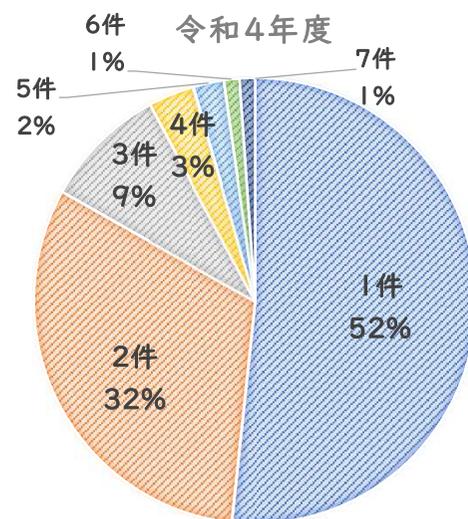
※ R6年度は6月以降に公告し、10月末迄に開札した工事が対象

第3.3. 総合評価の状況

(1) 落札者の受注回数

【県土マネジメント部、土木一式、3千万円以上の発注工事】

受注件数	R4年度		R5年度		R6.10	
	受注者	割合	受注者	割合	受注者	割合
1件	46者	(52%)	40者	(56%)	36者	(69%)
2件	28者	(31%)	17者	(24%)	12者	(23%)
3件	8者	(9%)	10者	(14%)	4者	(8%)
4件	3者	(3%)	1者	(1%)		
5件	2者	(2%)	2者	(3%)		
6件	1者	(1%)	1者	(1%)		
7件	1者	(1%)				
合計	89者	(100%)	71者	(100%)	52者	(100%)



※ JV契約の場合は構成員毎で計上

※ R6年度は6月以降に公告し、10月末迄に開札した工事が対象

第3.3. 総合評価の状況

(2) 企業チャレンジ評価型の受注状況〔土木一式〕

(県発注工事への新規参入企業など施工実績に乏しい企業の受注機会の拡大を目的とした型式)

■実施結果

① 参加・落札状況

※ R6年度は6月以降10月末迄の件数

年度		R5年度	R6年度
工事件数		5	4
参加状況	延べ入札参加者数 (1件あたり)	62 (12.4)	55 (13.8)
	総合評価初参加者数(土木) (1件あたり)	2 (0.4)	7 (1.8)

※ 初参加とは、過去5年間に総合評価(3千万円以上、土木一式)への参加が無い

② 落札企業の過去の受注状況

工事名	企業名	直近の受注状況
工事①	A者	R3年度受注あり
工事②	B者	R2年度受注あり
工事③	C者	R1年度受注あり
工事④	D者	R2年度受注あり

■令和6年度実施内容

3千万～1億円の価格帯の土木一式工事で実施

評価項目		配点
企業の施工実績等	国・市町村の施工実績 [新規項目] (土木一式工事)	1
	ISO認証取得	0.5
	有資格者の配置 [新規項目] (1級土木施工管理技士や技術士等)	1
	本店の所在地	2
	災害協定の締結	1
	受注工事量 [変更項目] (前年の6/1～公告日の前日まで)	3
合計		8.5

[受注工事量の評価内容]

評価対象期間の受注件数0件	3点
評価対象期間の受注件数1件	2点
評価対象期間の受注件数2件	1点
評価対象期間の受注件数3件以上	0点

※R6年度の評価対象期間

R5年6月1日から当該工事の公告日前日まで

第3.4. 低入札価格調査の実施状況について

(1) 実施状況

R6年6月以降の公告工事より、総合評価落札方式を採用する工事は、低入札価格調査基準価格を事後公表へ移行

【工事件数（10月末時点）】

開札件数	122件
低入札発生件数	91件（ <u>75%</u> ）
低入札調査実施件数	7件（8%）

【参考】R5年度の実施状況

工事件数	321件
低入札発生件数	1件
低入札調査実施件数	1件

入札応札者数	3,006者
低価格入札者数	1者
失格者数	1者

【入札応札者数（10月末時点）】

入札応札者数	1,022者
低価格入札者数	290者（ <u>28%</u> ）
うち辞退者数	279者（97%）
低入札価格調査資料提出者数	11者（4%）
うち低入札価格調査者数	9者
失格者数	9者

※調査は、評価値1位の者のみを実施

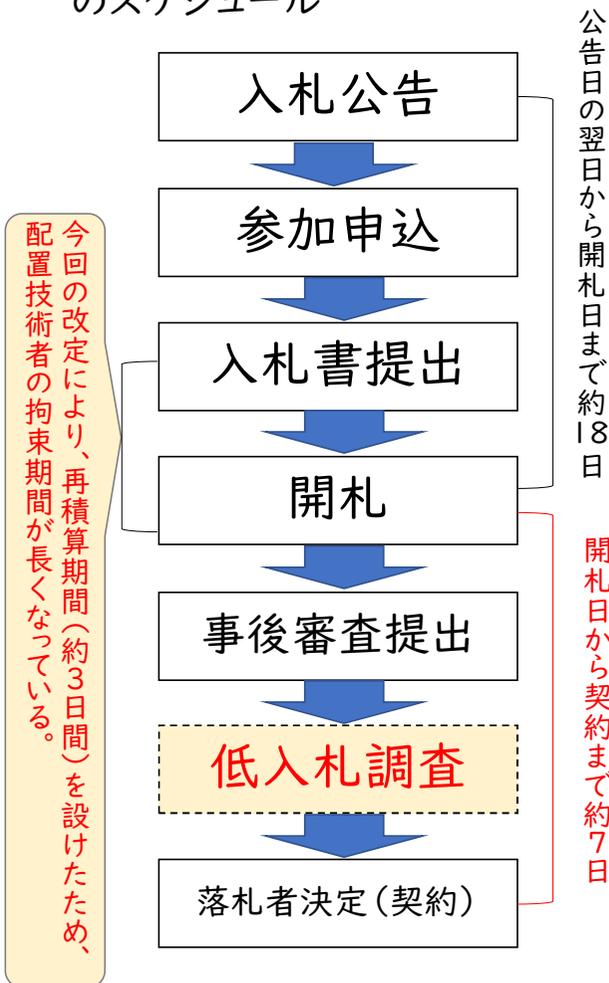
※ 件数は、6月以降に公告し、10月末迄に開札した工事が対象

第3.4. 低入札価格調査の実施状況について

(2) 課題

開札～契約までの期間

総合評価落札方式(企業・技術者評価型)
のスケジュール



【6月以降の状況】

低入札価格調査を実施しない場合：約7日

※R5年度の実績：約5.5日

低入札価格調査を実施する場合：約18日

※最長：26日、最短：13日

最長：「竜田川 矢板護岸工事」
低価格入札者3者の調査実施

課題

- ・ 契約までに時間を要し、予定工期が確保出来ない
- ・ 低入札価格調査で失格となった場合、次順位の企業の技術者が他の現場に既に配置され、候補者がいない(不調の恐れあり)

※日数は、土日祝日除く
(開庁日カウント)